

住宅だより

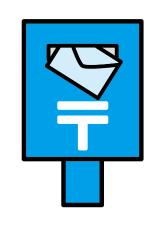
収入申告等のお知らせ

市営住宅のうち、公営住宅・改良住宅・特別賃貸住宅等に入居されている方は、

①世帯の収入 ②住宅の広さ ③建築されてからの年数等によって家賃が決定します。

このため入居者の皆さんの世帯収入を把握する必要があり、「収入申告書」等を提出 していただいております。「収入申告書」等は、皆さんが入居されている住宅の家賃を 決定するために必要な大切な書類です。忘れずに提出して下さい。

また、今年度から、条件を満たす世帯において、大阪市行政オンラインシステムを通して、スマートフォン等で収入申告書等を提出できるようになりました。(詳しくは、7月下旬にお送りする、市営住宅に関する「収入申告書」等に同封のパンフレットをご確認ください。)



収入申告

7月下旬に「収入申告書」等を各世帯にお送りします。同封の返信用

封筒にて忘れずに提出してください。

提出期限は8月31日です。

提出がない場合は、世帯の収入が把握できず、収入に応じた家賃を算 定できないため、家賃負担が大きくなることがあります。



家賃決定通知

期限までに提出いただいた「収入申告書」等にもとづき算出した令和 8年4月から翌年3月までの家賃を、令和8年2月上旬に送付する 書面にてお知らせいたします。

※ 収入申告書等の様式は選択することができます。

収入・所得が一部または全部わかっている場合は、通常、収入・所得の金額を記載した「収入申告書」(特別賃貸住宅等にお住まいの方は「家賃減額申請書」)をお送りする予定ですが、お申し出があれば、世帯構成のみを記載した「収入申告書」(特別賃貸住宅等にお住まいの方は「家賃減額申請書」)をお送りします。

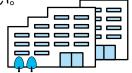
なお、お申し出につきましては、各住宅管理センターに7月10日まで(必着)に書面にてお願いします。ただし、世帯構成のみを記載した「収入申告書」または「家賃減額申請書」により収入申告等を行っていただく場合は、対象となる方の収入証明等の添付が必要となります。

★ 入居者のみなさまが快適に、仲良く 暮らせるように

市営住宅は、多数の方が居住する共同住宅です。入居者のみなさまがお互いに快適な生活を過ごしていただくために も、使用にあたっては必要な注意を払い正常な状態で維持していただくとともに、近隣の入居者の方に迷惑をかけない ようにしましょう。

こうしたことに違反した場合は、入居者の保管義務違反や迷惑行為に該当することになり、是正指導等の対象になる とともに、改善されないなど悪質な場合は住宅の明渡しを求めるといった法的措置をとることになります。

- ・団地内での犬・猫などの動物の飼育はしないようにしてください。(盲導犬、介助犬及び聴導犬については、法律に より飼育が認められていますので、飼育されている方は住宅管理センターへ所定の使用届を提出してください。)
- ・騒音に注意しましょう。日常生活に伴う音でも音量や時間帯によっては周囲には騒音となる場合があります。
- ・エレベーターや電灯等の電気料、散水の水道料、排水管の清掃費用、照明器具の球の取替えなどに充てられる共益 費は入居者の負担義務です。必ず払いましょう。
- ・階段・廊下・エレベーターホール前に物を置くことはやめましょう。
- ・バルコニーは緊急時の避難通路になりますので、物を置かないようにしましょう。
- ・他の入居者に対する恫喝・脅迫・暴力は犯罪です。このような行為は決してしないでください。
- ・水漏れに注意しましょう。
- ・生ごみ等の不衛生な物を放置するのはやめましょう。
- ・住宅敷地内にて大声で騒ぐことや、建物に落書きをするなど、 周囲に迷惑がかかる行為はやめましょう。
- ・バルコニーをはじめ共用部分で、ごみ・たばこのポイ捨てはやめましょう。喫煙マナーを守りましょう。



暴力団員は市営住宅に居住できません

市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保等を図る観点から、暴力団員は市営住宅に居住することができません。 警察と連携のうえ、暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求めるなど、市営住宅からの暴力団員排除 の措置を行っています。

★ 共益活動・自治会活動に参加しましょう

市営住宅は共同住宅ですので、団地内の清掃など入居者のみなさまが協力して行っていただかなければならないことが たくさんあります。

入居者のみなさまによる自治会等が組織され、各々の団地の立地、規模や課題など団地の実情に合った共益費や共益活 動を入居者のみなさまで決めて行っていただいています。

団地内の清掃や除草等の共益活動は、団地生活を支えるためになくてはならない基本的な活動ですので、入居者のみな さまの積極的な参加が必要です。

また、自治会等では入居者のみなさまの相互の親睦を図り、より明るく楽しい団地生活を送っていただくための様々な 活動も行われていますので、自治会等に加入し、自治会活動への積極的な参加にご協力ください。

同和問題(部落差別)を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現していきましょう

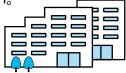
同和問題(部落差別)とは・・・日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長 い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今もなお日常生活の上でさまざまな差別を受け るなどしている、我が国固有の人権問題です。

残念ながら、今なお、結婚や住宅の選択に際し、忌避意識がみられるほか、差別的な内容の文書が送付されたり、イ ンターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといったことが起きています。

差別意識や思い込み・偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないもの です。

ご注意ください!

- ・市営住宅の入居や家賃の手続きなどをかたり、金銭を要求する事案が発生しました。
- ・住宅の手続きの際に申込金などを求めることはありません。
- ・また、住宅の修繕、住宅設備や火災警報器の点検・交換と称して、不当に高額な金銭を要求する事案も発生しています。
- このような不審な行為を見たり聞いたりした場合は、住宅管理センターにお問合せください。



市営住宅附帯駐車場について

- ・駐車場に空き区画がある場合は複数区画を利用できる場合があります。なお、複数区画利用のための待機者 登録はできません。
- ・駐車場使用者又は当該使用者と同居するご家族が、障がい者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する場合は駐車場使用料の減免を受けることができます。
- ・「身体障がい者向け駐車場区画」は、駐車場使用者またはその方と同居している方が身体障がい者手帳1級もしくは2級に該当し、又は同程度の障がいがあり、かつ、車いすを常用している場合は、「車いす常用者向け住宅」の入居者に限らず月極めでご利用いただけます。
- ・一部の住宅の駐車場では、入居者等の介護のために訪問されるご親族や介護事業者、また、ご高齢の入居者等の日常生活の補助(通院介添・買い物等)のために訪問されるご親族も月極めで利用が可能です(ご利用には一定の条件があります)。
- ・上記項目に関する詳細や手続き・各種の相談は、管轄の住宅管理センターまでお問合せください。

迷惑駐車厳禁!

団地内では、駐車場以外の場所に自動車を駐車することはできません。駐車場に契約外の自動車を駐車することは不正駐車になります。団地内や周辺道路での駐車は、救急車や消防車などの通行を妨げ、救急活動や消火活動等に支障をきたしますので、迷惑駐車はやめましょう。来訪者等にも迷惑駐車をさせないようにしてください。

市営住宅集会所の目的及び禁止事項について

市営住宅の集会所は、市営住宅集会所管理規程及び運営要綱において、設置の目的、また使用に関しての各種禁止事項が定められています。集会所の目的、使用者の範囲、禁止事項等につきまして、改めてご理解、ご協力をお願いします。

- 【目的】 市営住宅集会所は当該市営住宅団地の入居者全体及び周辺地域住民の共同の場として、相互の親睦、福利厚生、文化的行事及び地域コミュニティ育成等のために積極的に使用することを目的としています。
- 【禁止】集会所の使用目的が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、使用することができません。 (1)公序良俗を害するおそれのあるとき (2)政治活動を目的とするとき (3)宗教活動を目的とするとき (4)営利を目的とするとき (5)その他、集会所の管理及び使用運営上支障を来たすおそれのあるとき

家賃及び駐車場使用料のお支払いは口座振替(自動払込)で!

口座振替(自動払込)をご利用いただくと、毎月月末にご指定の口座から自動的に 家賃及び駐車場使用料を引き落としますので、納め忘れがなく安心で大変便利です。

また、省資源化につながりますので、ご協力をお願いします。お手続きは、大阪府下の銀行やゆうちょ銀行などでできます。申込書が必要な場合や記入方法がわからない場合は、管轄の住宅管理センターまでお問合せください。

なお、口座振替(自動払込)をご利用の方については、残高不足の場合引き落としができませんので、事前に残高の確認をお願いします。



大阪市は家賃・駐車場使用料滞納の解消にむけて、様々な取り組みを実施しています。

3ヶ月以上家賃や駐車場使用料を滞納すると、住宅・駐車場が明渡しの対象となり、訴訟提起・強制執行などの法的措置をとることとなりますのでお気を付けください。また、住宅の家賃は病気や失業等で特に収入が少なくなり家賃の支払いが困難になったときに、入居者の申請により減額(減免)ができる場合があります。管轄の住宅管理センターへご相談ください。

《 お知らせとお願い 》

◆市営住宅敷地での菜園等の個人使用は禁止されています

市営住宅敷地の一部を個人菜園等(植木鉢やプランター等が面的に配置された状態のものを含む。)で使用することは、共用部分の性質上禁止されています。該当する場合は速やかに撤去していただくようお願いします。

個人使用を発見した場合は、使用している方に対して指導を行い、撤去していただけない場合は、法的措置を講じるなど厳正に対処いたします。また、大阪市では、自治会管理のもとで植物の栽培を行う場合の基準を策定しています。(住宅及び共同施設の管理上支障のない場所に限られます。)詳しくは、下記URLを参照いただくか、自治会から管轄の住宅管理センターまでご相談ください。

【市営住宅団地内での自主緑化活動のための市営住宅緑地利用規程URL】 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/000363590.html



◆消防用設備の点検にご協力ください



消防法に基づき、住戸内に自動火災報知設備や避難器具などの消防用設備が設置されている住宅があります。消防用設備は、非常時や災害時に、入居者の生命・財産を守る大切なものです。そのため、年2回の定期点検が義務付けられておりますので、みなさんが安心して生活できるよう、点検の際にはご協力をお願いします。

◆入居者による点検について

住宅内に設置されている住宅用火災警報器や手すり等の不具合等については、ご入居されている方により点検・対処していただく必要があります。下記の内容を参考に点検・対処していただくようお願いします。

- 住宅用火災警報器(自動火災報知設備は除く。)
- 火災の発生を警報音により知らせる装置を台所や寝室に設置しています。月1回程度、本体のボタンを押して 警報音が鳴ることを確認してください。(ボタンがないものは「自動火災報知設備」であり、入居者による点 検の必要はありません。)電池切れ等の場合は電池交換や機器の取替を行ってください。
- ・非常呼び出しボタン(車いす常用者向住宅およびケア付き住宅に限る。)

車いす常用者向住宅およびケア付き住宅の浴室およびトイレに設置しています。年 1 回程度、ボタンを押して警報音が鳴ることを確認してください。(もう一度ボタンを押すと警報音が止まります。)警報音が鳴らない場合は機器の修繕又は取替を行ってください。(ただし、ケア付住宅については住宅管理センターにご連絡ください。)

・手すり

手すりについては、繰り返して力がかかること等により緩みやがたつき等が生じる場合があります。玄関やトイレの手すりに緩みやがたつき等がある場合は、取付ネジを締め直すなど、緩み等がないようにしてください。また、ユニットバス内の手すりに緩みやがたつき等がある場合は、各住戸に備えつけている取扱説明書に記載の取扱店にご相談ください。(取扱説明書がない場合等は住宅管理センターにお問合せください。)

◆トコジラミにご注意ください

近年、トコジラミ(かつては、「南京虫」と呼ばれていました)の被害が増加しています。

トコジラミは、夜に活動し、就寝中の人を吸血することが多く、吸血後はすばやく潜伏場所に戻るため、その存在に気が付かないことがあります。

個人差はありますが、刺された部位には強いかゆみの症状がでます。また、黒い小さな糞(血糞)を出しますので、家具や壁の隙間等に血糞を見つけたらトコジラミの生息を疑ってください。

一旦、室内で繁殖すると防除が困難となり、多大な労力や費用がかかることとなります。日頃からこまめに清掃を行い、トコジラミの発生を予防するとともに、早期に発見し、数が少ないうちに防除することが重要です。

【トコジラミについてURL】

https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200245.html 【衛生害虫等に関する相談についてURL】

https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000388188.html





トコジラミについて 衛生害虫等に関する相談

◆万一の備えのために(賃貸住宅居住者向けの住まいの保険等について)

居住中にもしも火災や階下への水漏れを起こした場合などは、それが原因でお住まいの方同士のトラブルになることがありますので、安心して団地生活を送るための一つとして、万一の事故による家財や第三者に対する損害を補償する賃貸住宅居住者向けの保険に加入するなどして備えておきましょう。

◆エレベーターの利用について

エレベーターは、中で飛び跳ねるなどして揺らすと安全装置が作動して途中で止まり、閉じ込められる恐れがありますので、静かに乗りましょう。また、エレベーターに自転車やバイク等を乗り入れないでください。

このほか、エレベーターの敷居や扉の隙間に砂・小石やごみなどが詰まると、故障や閉じ込めの原因となることがありますので、内部や敷居は、入居者の方々で常に清掃してください。ただし、水を使用しての清掃は機器の故障の原因となりますので、行わないでください。

◆工作物設置承認申請について

住宅内の模様替えや工作物設置は原則として禁止されていますが、身体に障がいのある方や高齢の方等が日常 生活に支障をきたすなど、やむを得ない事情がある場合は、申請により対応が可能な場合がありますので、住宅 管理センターにご相談ください。

申請書様式は大阪市のホームページからダウンロードしていただくか、住宅管理センターにお問合せください。 【市営住宅工作物設置等URL】

https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000201186.html



◆市営住宅敷地内に設置された看板について

市営住宅敷地内に設置されている看板で、表現等に問題があるものや設置者がわからない看板等については、順次撤去等をお願いすることになりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

看板の設置に関するご相談は管轄の住宅管理センターにお問合せください。

◆外装材等落下対策にご協力ください

点検や改修工事を充実するなどの対応を行っていますが、外装材等の落下のおそれがある箇所などを発見された場合は、住宅管理センターまでご連絡ください。また、バルコニーや廊下での水まきは、漏水や建物劣化、外装材落下等の原因となるおそれがありますので、行わないようお願いします。なお、外装材等の一部のはく離やバルコニーからの落下物等も考えられるため、必要な場合を除き、なるべく建物の壁際に近づかないでください。

◆窓やベランダからの転落事故にご注意ください

子どもが共同住宅のバルコニー等から転落する事故が近年増加しており、全国の市営住宅等においても事故発生について国に報告されています。窓やベランダの近くに足場となる物や家具などを置かないこと、窓等に補助錠を付けるなどして、事故を未然に防ぎましょう。

「大阪市営住宅ストック総合活用計画」について

- ・大阪市では、『大阪市営住宅ストック総合活用計画』に基づいて、古くなった住宅の建替や耐震改修、浴室・エレベーター設置などの事業を実施し、計画的な更新・維持管理に取り組んでいます。
- ・建替を行う予定の住宅については、建替事業の着手時期の目安として令和7年度以前と令和8年度以降の2区分に分けて掲載しています。
- ・『大阪市営住宅ストック総合活用計画』は大阪市のホームページでご確認いただけるほか、 大阪市都市整備局住宅部建設課・管理課(大阪市役所)や各住宅管理センターでもご覧いただけます。 【大阪市営住宅ストック総合活用計画URL】



https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/000006221.html

※大阪市営住宅ストック総合活用計画に関するお問い合わせ先: 都市整備局住宅部建設課建設設計グループ (TEL:06-6208-9243)

こんな場合は、お手続きください。

一入居中の手続き一

市営住宅には、市が承認した名義人、同居親族のほかは入居できません。入院・施設入所・出張等で15日間以上市営住宅を使用しない場合には、管轄する住宅管理センターへ一時不在届を提出する必要があります。

下記のような場合はすみやかに手続きを行ってください。

名義変更・同居承認などについては、承認できる条件がありますので、管轄の住宅管理センターへご相談ください。 また、現市営住宅に転居後、住民票の転入届・転居届などの異動手続きをされていない方は、至急行ってください。 なお、各種手続きをせずに入居されている場合は、引き続いての入居ができなくなることもありますので、必ず手続きを 行ってください。

- 名義人が死亡したり、転出(離婚、結婚等)した場合で、 同居の親族が引き続き居住しようとするとき
- 本市が承認した同居親族以外の親族を同居させようとするとき
- 死亡または転出により同居者に異動が生じたとき
- 緊急連絡先を登録又は変更しようとするとき
- 保証人が死亡等により保証人でなくなったとき
- 名義人または同居者の氏名が変わったとき
- 名義人または同居者が15日間以上市営住宅を使用しないとき

(名義変更申請)

同居承認申請

同居者異動届

緊急連絡先届

保証人廃止届 + 緊急連絡先届

改姓 届

一時不在届

入居中の手続きに必要な住民票の写し・住民税課税証明書の添付が原則として省略できます

平成30年7月より、市営住宅の管理に関する事務において、本市が保有する住民基本台帳(住民票)情報及び住民税課税情報の連携を行っています。

これに伴い、<u>入居中の各種手続きに必要な書類のうち、住民票の写し及び住民税課税証明書の提出については、原則とし</u>て添付を省略することが可能です。

なお、本市保有の情報との連携で照合ができない方(住民税未申告の場合を含む。)については、従来どおり住民票の写し及び住民税課税証明書を提出いただきます。

詳しくは、管轄の住宅管理センターまでお問合せください。

住宅を退去するとき

- ◆退去されるときは、所定の届け出が必要です。<u>退去日の 15 日前までに住宅管理センターに必ず退去の連絡をしてください。</u>また、立会検査の希望日をあわせてお申し出ください。
- ※当該住宅の自治会、連絡員にも退去の報告が必要です。
- ◆入居時、入居中に自ら改造・模様替え(浴室タイル・クッションフロアシート・壁紙等)や設置(浴槽・給湯器・エアコン等)されたものについては、**退去日までに**撤去のうえ必ず原状に復してください。(「原状回復の免除申請書」を提出し承認されたもの及び「浴槽等の所有権の放棄書」を提出したものを除く。)
- ◆使用されていた家具・家電製品・カーペットなどは<u>退去日までに全て搬出して、住宅内には何も残さず、次の入居者が気持ちよく入居いただけるよう十分清掃をお願いします。</u>(単身入居の方がお亡くなりになる等で、ご家族の方が退去手続きいただく場合も同様です。)

住宅の入替について

加齢または病気(一時的なものは除く)等により階段の昇降が困難になった場合などに、住宅の入替を申請することができます。また、家賃の減免を受けておられる方で、広い住宅や新しい住宅にお住まいのために減免後の家賃が高く負担が困難な方も、家賃の負担が軽くなる住宅への入替の申請をすることができる場合があります。

条件、提出書類などの詳細は住宅管理センターにお問合せください。

なお、住宅の入替までに相当の時間を要する 場合がありますので、あらかじめご承知おきく ださい。

ごみ出しのマナーについて

ごみは分別ルールを守って、指定の日・時間にごみ置場へ出してください。 ごみの分別方法をお知らせするため、パンフレットを作成し、ホームページへ 掲載しています。





日本語、英語(English version)、中国語(簡体字)(中文版)、韓国·朝鮮語

(한국어 버전)、ベトナム語 (Phiên bản tiếng Việt)、ネパール語 (नेपाली भाषा) で見ることができます。

【ごみのマナーABC(ごみの出し方)パンフレット URL】https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000415002.html 【ごみのマナーABC 外国語パンフレット URL】https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000524768.html

口本品似

認知症等により市営住宅に関する手続きが困難な場合は

名義人が認知症等により収入申告書等の市営住宅に関する手続きが困難な場合、届出により成年後見人等(成年後見 人・保佐人・補助人・任意後見人)に市営住宅関係書類を送付することができます。

送付先変更のためには、名義人が成年後見人制度を利用している必要がありますので、ご希望の場合は制度の利用に ついてご検討ください。

すでに利用している場合は、送付先変更の届出を行っていただきますようお願いします。

個人市・府民税の申告に関するお知らせ

市営住宅の家賃は、所得等にもとづいて決定しますので、会社等にお勤めの方で勤務先から大阪市へ給与支払報告書が 提出されていない場合や自営業の方で所得税または個人市・府民税の申告をされていない場合は、所得税または個人市・ 府民税の申告が必要となります。これらに該当される方は、8月に提出いただく市営住宅に関する「収入申告書」等に、 課税(所得)証明書等の添付が必要となりますので、事前に所得税または個人市・府民税の申告をしていただきますよう お願いします。

なお、市営住宅に関する「収入申告書」等に添付する書類等の詳細については、7月下旬にお送りする市営住宅に関する「収 入申告書 | 等に同封のパンフレットによりご確認ください。

《個人市・府民税の申告は、下記の市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)で受け付けています。》

個人市・府民税の申告書は、大阪市ホームページから外部の税額試算ページに接続し、パソコン上で作成していただけ ます。

なお、個人市・府民税の申告に関するお問い合わせは、下記の市税事務所までお願いします。

大阪市 市民税申告書

検索人

担当区(1月1日現在お住まいの区)	市税事務所	電話番号
北区・西淀川区・淀川区・東淀川区	梅田市税事務所	06-4797-2953
都島区・旭区・城東区・鶴見区	京橋市税事務所	06-4801-2953
福島区・此花区・西区・港区・大正区	弁天町市税事務所	06-4395-2953
中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区	なんば市税事務所	06-4397-2953
阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区	あべの市税事務所	06-4396-2953

大阪市認知症アプリ及び「アスマイル」のご案内 ~スマホでも介護予防~

■大阪市認知症アプリ■

スマートフォンやタブレットで利 用できる**認知症アプリ**です。認知 症に関する情報はもちろん、百歳 体操のほか、介護者や支援者の方 に役立つ情報も随時配信中です!



■アスマイルアプリ■

おおさか健活マイレージ「アスマ イル | を活用して気軽に介護予防!

- ◇1日6,000歩で10ポイント
- ◇イベント参加で500ポイント が当たる抽選に参加
- ◇500 ポイントで電子マネーと 交換可



◆お問合せ先はこちら◆ 福祉局地域包括ケア推進課

電話:大阪市認知症アプリに関すること 06-6208-8051 アスマイルアプリに関すること 06-6208-9957

緊急通報システム事業を実施しています

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象 に、緊急通報装置を貸与し、24時間体制で利用者から の緊急通報を受け、状況に応じて、事前に登録した協力 者や親族に連絡したり、救急車の出動を要請する緊急通 報システム事業を実施しています。

緊急通報装置は次の2種類となり、原則携帯型機器を ご利用いただきます。

なお、ケア付住宅にお住まいの方は、すでに備え付け ている固定型機器のみのご利用となり、携帯型機器はご 利用できません。



携帯型機器

◆お問合せ・お申込み先はこちら◆

お住まいの区の保健福祉センター保健福祉業務担当(高齢者福祉)

市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅

- ・公営住宅の収入基準を超える方など中堅所得者層向けの賃貸住宅です。
- ・市営すまいりんぐ、市営すまいりんぐ(子育て応援型)、市営特定賃貸及び一部の市営再開発住宅(長橋通・南津 守第2住宅)には、入居世帯の所得に応じて、申請により家賃負担を軽減するための家賃減額制度が設けられてお り、世帯の収入と住宅の広さ、建設されてからの年数等に応じて負担家賃額が決まります。
- ・上記以外の市営再開発住宅の家賃は、一定額となっております。

申込みに ついて

申込みには、収入・同居親族などの条件があります。(単身者の方も入居可能な住宅があります。) 先着順にて随時受付しています。(土曜・日曜・祝日も受付しています。) インターネットでの申込み 受付も可能です。(詳しくは、下記問合せ先ホームページをご覧ください。)

問合せ先

大阪市営住宅募集センター 募集担当 TEL: 06-6882-7012 大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市立住まい情報センタービル5階 (Osaka Metro〔地下鉄〕「天神橋筋六丁目」駅3号出口すぐ) (ホームページアドレス〔大阪市住まい公社ホームページ内〕)



https://www.osaka-jk.or.jp/shiei/

お問い合わせ先(住宅管理センター)《電話をおかけになるときは、番号をよく確認のうえおかけください。》

梅田住宅管理センター

(北区 都島区 福島区 此花区 中央区 西区 港区 西淀川区 淀川区 東淀川区 東成区 旭区 城東区 鶴見区にお住まいの方)

阿倍野住宅管理センター

(大正区 天王寺区 浪速区 生野区 阿倍野区 住之江区 住吉区 東住吉区 西成区 にお住まいの方)

平野住宅管理センター

(平野区にお住まいの方)

T530-0001

北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階

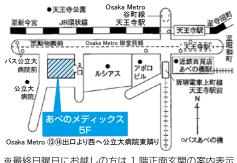
(TEL) 管理: 06-6343-5012 補修: 06-6343-5011 (FAX) 06-6343-5013



T545-0051

阿倍野区旭町1-2-7-500 あべのメディックス5階

(TEL) 管理: 06-6649-1103 補修: 06-6649-1102 (FAX) 06-6649-1191



※最終日曜日にお越しの方は 1 階正面玄関の案内表示 板のインターフォンにてお呼びください。

T547-0021

平野区喜連東4-4-35

(TEL) 管理: 06-6703-4236 補修: 06-6703-4235 (FAX) 06-6703-4237



- ・執務時間:月~土曜日・毎月最終日曜日(午前 9 時から午後 5 時 30 分(土曜日・毎月最終日曜日は一部取り扱え ない業務がありますので、事前にお電話にてご確認ください。)
- ・日曜日(毎月最終日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は業務をしておりません。
- ・執務時間外の水漏れ、火災等、特に緊急を要す場合に限り、時間外緊急連絡センターで受付します。 (TEL) 06-6307-5537

【堂ケ芝住宅 11 号館にお住まいの方】(TEL) 06-6641-7610

入居中のご不明な点については、「住まいのしおり」も併せてご確認ください。

「住まいのしおり」最新版は、大阪市HPでご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000387157.html





